

習志野市地域福祉計画策定地域会議設置要領

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づく市町村地域福祉計画を策定するため、習志野市地域福祉計画策定地域会議（以下「地域会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 地域会議は、習志野市地域福祉計画の策定に関することについて協議及び検討する。

（組織等）

第3条 地域会議は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 地域支援者
- （2） 地域住民
- （3） 福祉の当事者団体の代表者又はその推薦を受けた者
- （4） 福祉の支援機関の代表者又はその推薦を受けた者

（会長及び副会長）

第4条 地域会議に会長及び副会長を各1名置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、地域会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 地域会議の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 地域会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、又は資料の提出を求めることができる。

（設置期間）

第6条 地域会議の設置期間は、習志野市地域福祉計画の策定完了までとする。ただし、会長が必要と認めたときは、設置期間を延長することができる。

（庶務）

第7条 地域会議の庶務は、健康福祉政策課において処理する。

（委任）

第8条 この要領に定めるもののほか、地域会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。